

電気のご契約に関わる [契約締結前交付書面] (バリュープラン)

電気事業法第2条の13に基づき、当社とお客さまとの間で締結される電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）に関連する重要事項を、以下のとおり記載いたします。内容をご確認のうえ、同意された場合にのみ、お申し込みください。なお、本書に記載のない事項については、新潟電力株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定める「電気供給約款（低圧）及び別冊」（以下「約款」といいます。）、契約種別ごとの実施要綱（以下、「各実施要綱」といいます。）、本約款および当社とお客さまが別途個別の契約書および契約種別ごとの個別の実施要綱とすることに合意した事項、ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。約款等は、当社 Web サイトでご確認いただけます。また、託送約款等は、当該一般送配電事業者の Web サイトでご確認ください。

小売電気事業者 (契約当事者)	新潟電力株式会社新潟県新潟市中央区花園1丁目5-6京ビル5階 登録番号：A0908 電話：025-369-4258 FAX：025-333-4836 平日 9:00~17:00		
供給電圧	100V/200V	周波数	東日本 50Hz/西日本 60Hz
契約期間	料金適用開始日から3年後の月の末日までとします。	契約更新の取り扱い	当該契約は契約期間満了後も同一条件で自動更新とします。
お申込み方法	ウェブサイト、電話または申込書等によるお客さまからのお申し込み	契約電力および契約容量の決定方法	契約電力または契約容量は、お客さまがお申込みいただいた内容により適用を受ける約款およびの定めに基づきます。

1. 供給の開始

(1)他の小売電気事業者からの切り替えによって供給を開始する際は、電気供給に必要な一般送配電事業者の手続きが完了した後、当社がお客さまからの電気需給契約の申込みを受け入れた時点で、当社が定める供給開始日に電気の供給を行います。

(2)引越し等によって需要場所が変更となる場合は、お客さまから変更後の需要場所での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に変更後の需要場所での電気の供給を開始いたします。

(3)(1)および(2)において、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合により、供給開始日にやむをえず電気を供給できない場合は、お客さまにその理由をお知らせし、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、あらたに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

2. 契約種別および電気料金の算定

ご契約種別および電気料金は、契約種別ごとの実施要綱に定めるほか、お客さまと当社との個別の合意によって定めます。電気料金は、お客さまのお申込み内容に応じた契約種別ごとに実施要綱に定める基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金+離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものになります。電力量料金は、「燃料費等調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。なお、燃料費等調整単価は当社の Web サイトまたはその他当社が適当と判断する方法により通知、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、エリアごとの各地域電力会社の Web サイト等でご案内しております。電気料金の算定期間は、前月の計量日等から当月の計量日等の前日までの期間とします。ただし、需給契約の開始または廃止により、使用期間が1月に満たない場合、日割計算をいたします。

・電気需給約款の内容に基づき、基本料金および電力料金について一定の割合で値引きを行い、お客さまに対し、値引き後の金額で電気料金の請求を行います。※再生可能エネルギー発電促進賦課金、工事負担金、各種手数料、違約金、保証金等は、本プランによる値引きの対象とはなりません。

3. 電源調達調整額

(イ) 電源調達調整単価

電源調達調整単価は、お客さまのために当社が調達する 30 分ごとに変わる JEPX のスポット市場価格（以下、「エアプライス」といいます。）に基づき決まる電源調達料金と、お客さまのために当社が調達した電力量により次の算式によって算定された値といたします。なお、消費税等相当額を加算して算定に反映するものとし、各金額の単位は 0.01 円としてその端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

$A < B$ の場合、電源調達調整額（還元） = $(A - B + D) \times$ 使用電力量 (kWh)

$A > C$ の場合、電源調達調整額（追加） = $(A - C + D) \times$ 使用電力量 (kWh)

$B \leq A \leq C$ の場合、電源調達調整額（通常） = $D \times$ 使用電力量 (kWh)

A 検針日の前月の 1 日～末日におけるエアプライスの平均値 \times (1+消費税率)

B 当社が定める還元調整基準単価 (4.00 円)

C 当社が定める追加調整基準単価 (12.00 円)

D 当社が定める安定供給維持管理費 (3.49 円※現在の適用単価を記載)

電源調達調整額の請求または還元時期

N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整額の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整額の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺す

ることで還元するものとし、その後も同様とします。

(ロ) その他調整額

当社は、容量市場における供給力の取引に関連して、当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する金額を当社が定め、その他調整額としてお客様に請求いたします。

その他調整額の算定

その他調整額は、次の計算式により算定される金額とします。なお、その他調整額単価の単位は 1 銭とし、1 銭未満の端数は切り捨てるものとします。

その他調整額 = その他調整額単価 \times 使用電力量 (kWh)

その他調整額単価は、使用電力量 1kWh につき 0 円 (税込) といたします。

※1：当社は、毎月、その他調整額単価の見直しを行います。

※2：その他調整額単価を変更する場合に限り、当社は、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間のその他調整額の計算に適用するその他調整額単価を書面の交付、電子メールの送信または当社ウェブサイトへの掲載によります。

4. 使用電力量の算定

使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点にかかわる 30 分ごとの接続供給電力量とし、料金の算定期間の使用電力量は、原則として 30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値とします。なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、約款等の定めるところにより、一般送電事業者と当社との協議によって定めます。

5. 工事費等の負担

当社は、当該一般送配電事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへの電気の供給に伴う工事等にかかわる工事費等の請求を受けた場合は、当社は、その実費相当額を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。この場合、原則として当該一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

6. 電気料金等の減免措置

当社が、自然災害等に伴い電気料金等の支払期日の延伸もしくは減免措置を講じる場合、その旨を当社 Web サイト等に掲出しお客さまにお知らせいたします。

7. 電気料金等の支払方法

電気料金については毎月、工事費等についてはその都度、当社の指定する金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金については、口座振替払い、クレジットカード払いの中から、お客さまが指定された方法によりお支払いいただきます。ただし、特別の事情がある場合には、当社が指定した様式により当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただくことがあります。

・解約違約金および手数料

更新月（供給開始月から起算して 36 ヶ月目とその翌月）を除き、契約期間内に解約となる場合は、以下の金額を合算してお支払いいただきます（建替による解約で再契約する場合は除きます）。

契約解除料：14,800 円（不課税） 解約事務手数料：5,000 円（税別）
請求書郵送 1 通につき 300 円（税別）

支払期日および延滞利息

* 支払期日：原則として、支払義務発生日とします。

* 延滞利息：支払期日を経過してお支払いがない場合、年 14.6% (1 日あたり 0.04%) の割合で延滞利息を申し受けます。

8. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

・供給設備等の設計、施工、改修または検査・お客さまの電気工作物の検査等

・計量器の検針または計量値の確認・需給契約の廃止または解約等により必要な処置

9. 保安等及び調査に対するお客さまの協力

次の場合、お客さまは、すみやかにその旨を当社および当該一般送配電事業者に通知していただきます。

・引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合。

・お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合。

10. 需給契約の変更・廃止

お客さまが需給契約の内容の変更を希望される場合は、電話又は書面でお申込みいただきます。また、需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。

11. 解約等

(1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

イ お客さまが料金を、支払期日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ 約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務を支払われない場合、その他、需給契約に違反した場合

(2) お客さまが需給契約の廃止の通知をされないで需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および一般送配電事業者は需給契約を終了させるための措置を講じた日をもって消滅するものとします。

(3) 当社との需給契約の解約に伴い、結果的にお客さまが他の小売電

気事業者等から電気の供給を受けられない場合には、当該一般送配電事業者による電気の供給が停止されることがあります。そのときにはお客さまは、一般送配電事業者に対して最終保証供給・特定小売供給を申込みする必要があります。

(4) 不正使用時の違約金

お客さまが不正に電気を使用し、料金の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額、および当該不正に関する調査に要した費用等の諸経費を違約金として申し受けます。

12. 需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の精算

お客さまが、契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力もしくは契約容量を減少しようとする場合には、原則として、約款等の定めに基づき料金および工事費をお客さまに精算していただきます。

13. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまにお支払いいただきます。

14. 個人情報の共有

お客さまが、約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

15. 個人情報の取り扱いについて

当社の個人情報の取り扱いについては当社 Web サイトを参照下さい。

16. その他

当社は、約款等を変更する場合があります。この場合、当社 Web サイト等を通じてご案内いたします。

■クーリングオフに関するお知らせ

①お客様が訪問販売または電話勧誘を通じて申し込みを行った場合、本書面を受け取った日から8日間は、書面（下記参照）または電子的記録（メール等）を用いて、無条件で申し込みを撤回することが可能です（以下、「クーリングオフ」と称します）。この撤回の効力は、お客様が発信した時点（書面の場合は郵便の消印日、メールの場合は送信日時など）から発生します。ただし、訪問販売においてその場で申し込みをせず、後日申込書を郵送して申し込んだ場合や、受け取った申込書を用いず後日ウェブを通じて申し込んだ場合、さらに電話勧誘で受け取った申込書を用いず後日ウェブを通じて申し込んだ場合は、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。また、現金取引（契約時に商品を受け取り、またはサービスを提供され、全額を支払うこと）で、その金額が3,000円未満の場合は、クーリングオフは適用されません。②①の場合、損害賠償や違約金の支払いを求められることはありません。また、すでに引き渡された商品の取引にかかる費用や移転された権利の返還に必要な費用は事業者が負担します。さらに、代金や対価の一部または全額を既に支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることが可能です。商品を使用または消費したり、権利を行使したことによって得られた利益に対して金銭を支払う義務はありません。役務の提供に伴い、土地や建物、その他の工作物の現状が変更された場合には、元の状態に戻すよう無償で請求することができます。③上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（メール等）によりクーリングオフすることができます。④クーリングオフの行使の方法は、必要事項をご記入のうえ、新潟電力株式会社宛てにお送りください。※簡易書留、内容証明郵便、特定記録郵便、書留などが推奨されます。〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園1丁目5-6 京ビル5階 新潟電力株式会社宛【必要事項】申込撤回通知・申込日令和〇年〇月〇日・ご契約者名・電気ご利用住所・電気のご名義・お電話番号上記の契約について、申込を撤回します。メールの場合、必要事項をご記載のうえ、当社のクーリングオフ受付アドレスまでメールにてご連絡ください。【メールアドレス】info@denkin.jp【件名】クーリングオフ通知